

内閣府提出資料

子供の未来応援国民運動
子供の貧困対策について



平成27年12月1日

目 次

I. 子供の貧困とは

- 1. 少子高齢化と子供の貧困…………… 1
- 2. 貧困の連鎖…………… 2

II. 政府における子供の貧困対策

- 1. 主な経緯…………… 3
- 2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律(概要)…………… 4
- 3. 子供の貧困対策に関する大綱について…………… 5
- 4. 取組の強化…………… 6

Ⅲ. 子供の未来応援国民運動

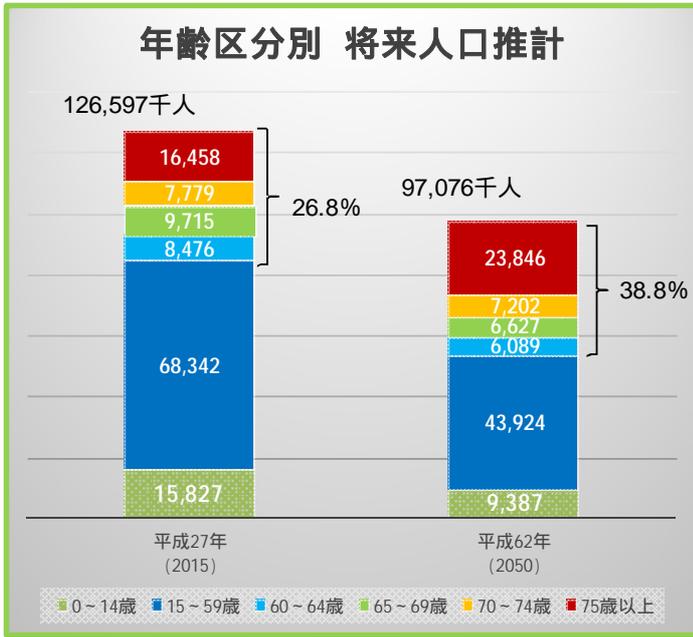
1. 国民運動の始動(平成27年10月1日).....	7
2. 発起人一覧(平成27年10月7日現在).....	8
3. 支援情報ポータルサイト.....	9
4. 企業と団体のマッチングサイト.....	10
5. 子供の未来応援基金.....	11
6. 管理運営体制.....	12

子供の貧困とは

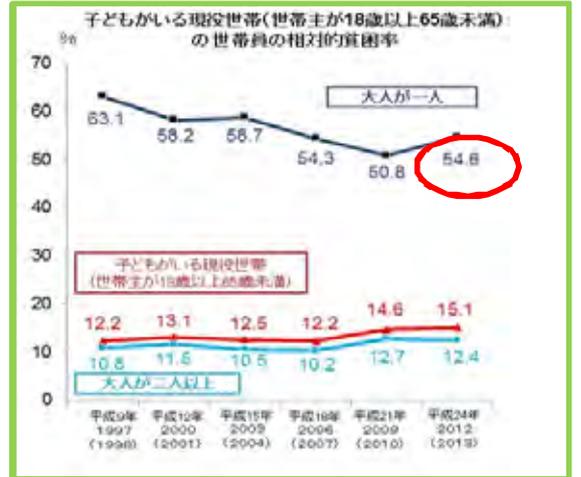
子供の貧困とは

少子高齢化と子供の貧困 -

- ・2050年日本の人口は1億人以下、高齢化率約4割
- ・子供たちが将来自立できないと社会を支えられない
- ・しかし、子供の貧困率は上昇傾向



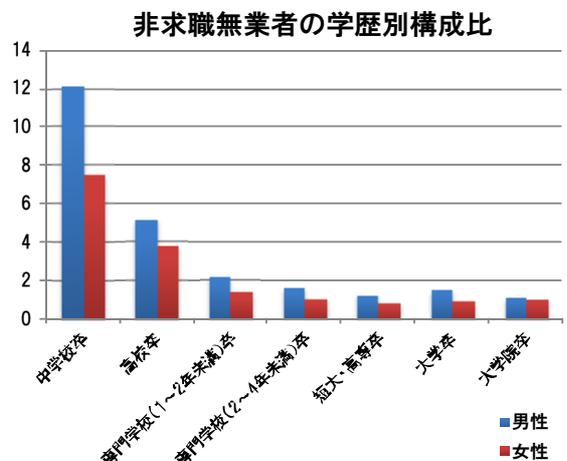
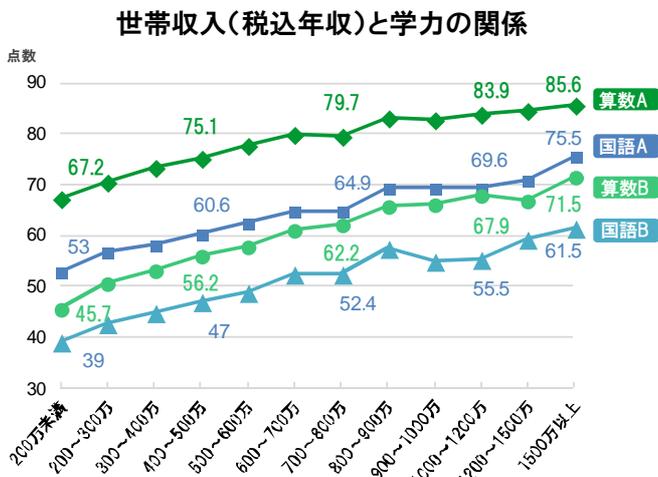
(右グラフ出所) 国民生活基礎調査を基に作成。
 相対的貧困率とは所得中央値の一定割合(50%が一般的)を下回る所得しか得ていない者の割合。



子供の貧困とは

貧困の連鎖 -

生保世帯の大学等進学率**31.7%** ひとり親家庭の子の大学等進学率**41.6%**
 児童養護施設の子の高校卒業後進学率**22.6%** 全世帯の大学等進学率**73.0%**



世帯収入と学力には明確な相関

学歴が低い場合、
 経済的に自立しない可能性が高い

資料: 平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究より抜粋

資料: 労働政策研究・研修機構(2014)、若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②より作成

政府における子供の貧困対策

政府における子供の貧困対策

主な経緯 -

平成25年

6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布（全会一致で可決成立）

平成26年

1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定

子供の貧困対策に関する大綱 第6 施策の推進体制等 3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

平成27年

4月2日 子供の未来応援国民運動 発起人集会（趣意書の採択）

子供の未来応援国民運動 趣意書（抄）

Ⅱ 国民運動事業の例

② 支援活動と支援ニーズとのマッチング事業

企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング

④ 支援情報の一元的な集約・提供

各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備

⑤ 民間資金を核とする基金創設の検討

地域に根差した学習支援、生活支援等を行う支援団体への助成

Ⅲ 国民運動事業の展開に向けた広報・募金活動

国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを構築し、民間資金を核とする基金の活用等を通じて、各種支援事業を展開します。

8月28日 子供の貧困対策会議（国民運動の始動の時期等を了承）

10月1日 子供の未来応援国民運動 始動

ホームページ（支援情報ポータルサイト、マッチングサイト等）の開設、基金への募金受入れ開始

年度内 広く基金への理解と協力を求めるためのイベント等の開催を予定

子どもの貧困対策の推進に関する法律<平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立/平成25年6月26日公布/平成26年1月17日施行

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4

子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
○ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

○ 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
○ 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
○ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
など、10の基本的な方針

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

○ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
・ きめ細かな学習指導による学力保障
・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
○ 教育費負担の軽減
・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
・ 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
○ 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
○ 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<生活の支援>

○ 保護者の生活支援
・ 保護者の自立支援
○ 子供の生活支援
・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
○ 関係機関が連携した支援体制の整備
・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
○ 支援する人員の確保
・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困に関する指標

○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年度)
○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
○ ひとり親家庭の親の就業率
・ 母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・ 父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2% 非正規8.0%)
○ 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
など、25の指標

<保護者に対する就労の支援>

○ ひとり親家庭の親の就業支援
・ 就業支援専門員の配置による支援等
○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
○ 保護者の学び直しの支援
○ 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

○ 子供の貧困の実態把握
○ 子供の貧困に関する新たな指標の開発
○ 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

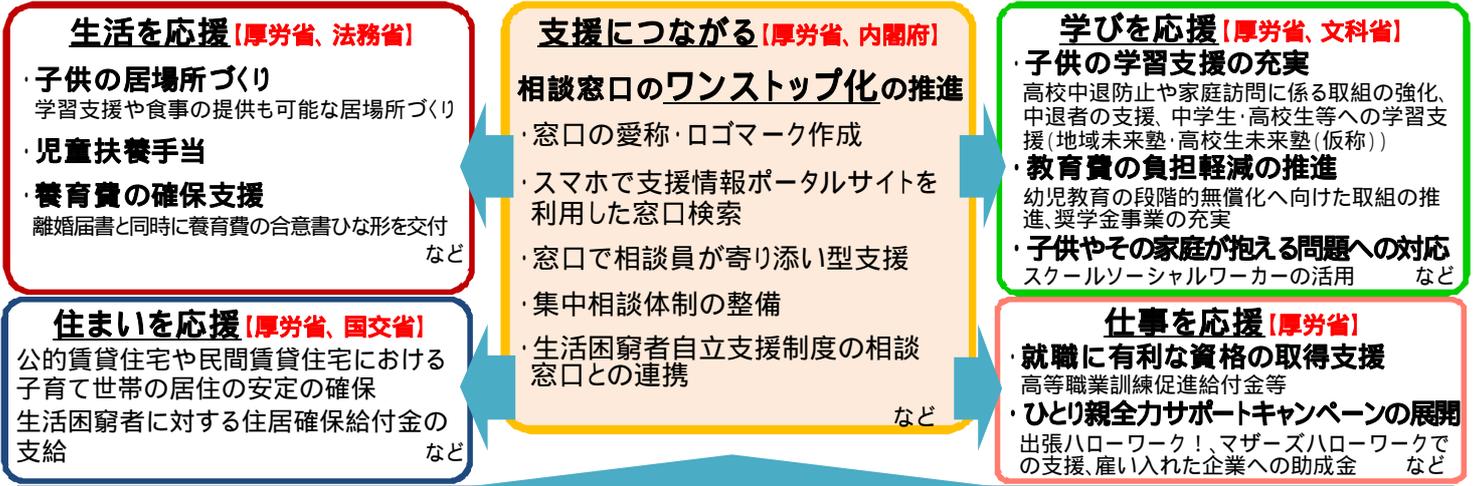
<経済的支援>

○ 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
○ ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
○ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
○ 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

○ 対策会議を中心とする政府一体となった取組
○ 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
○ 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

子供の貧困対策は「未来への投資」との考えの下、施策の方向性を取りまとめ



社会全体で応援【内閣府】

「子供の未来応援国民運動」を展開(支援情報ポータルサイトの開設、民間資金を核とした基金創設等)

関係府省における主な平成28年度予算概算要求

文部科学省(教育)	内閣府(総合調整)	厚生労働省(福祉)
<ul style="list-style-type: none"> ・無利子奨学金の拡充(46万人→49.8万人へ) ・スクールソーシャルワーカーの増 (2,247人→3,047人へ) ・地域未来塾による学習支援 (2,000箇所→3,600箇所へ) <p style="text-align: center;">〔 概算要求額 5,543億円 〕 (前年度 5,251億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の未来応援国民運動の展開 ・支援情報の一元的な集約・提供等 <p style="text-align: center;">〔 概算要求額 3億円 〕 (前年度 1.2億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の相談窓口をワンストップ化 ・児童相談所の相談体制の強化 ・子供の学習支援事業を充実 <p style="text-align: center;">〔 概算要求額 3,801億円 〕 (前年度 3,591億円)</p>

子供の未来応援国民運動

推進事務局

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に構成

子供の未来応援国民運動 ホームページの開設

支援情報ポータルサイト **情報を届ける**

国、都道府県、市町村等の支援情報が検索できる支援情報ポータルサイト

マッチングサイト **連携を促す**

企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐマッチングサイト

子供の未来応援基金のページ **支援を募る**

基金の事業概要等を紹介し、寄付をすることができる仕組みを構築

子供の未来応援基金の創設

未来応援ネットワーク事業

草の根で支援を行うNPO等に対して支援を実施

子供の生きる力を育むモデル拠点事業

子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを提供

民間資金による基金事業とともに、
国も、自治体等への支援を検討

国、自治体、民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成
官公民の連携・協働により、すべての子供たちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会へ

子供の未来応援国民運動

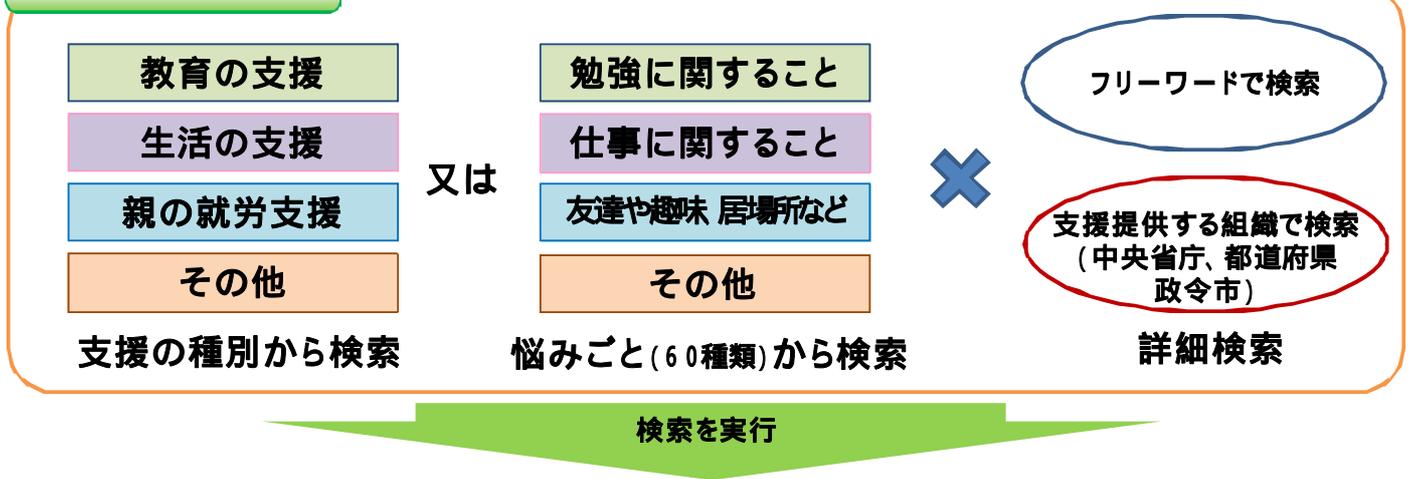
発起人一覧(平成27年10月7日現在) -

政府	<ul style="list-style-type: none"> 安倍 晋三 内閣総理大臣 菅 義偉 内閣官房長官 加藤 勝信 内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画) 馳 浩 文部科学大臣 塩崎 恭久 厚生労働大臣
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 山田 啓二 全国知事会長、京都府知事 森 民夫 全国市長会長、新潟県長岡市長 藤原 忠彦 全国町村会長、長野県川上村長
経済界・労働組合	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤 一郎 旭化成取締役会長、日本経済団体連合会審議委員会副議長 岡本 罔衛 日本生命保険代表取締役会長、日本経済団体連合会副会長 斎藤 勝利 第一生命保険代表取締役会長、日本経済団体連合会前副会長 三村 明夫 新日鐵住金相談役名誉会長、日本商工会議所会頭 神津 里季生 日本労働組合総連合会会長
マスコミ	<ul style="list-style-type: none"> 井上 弘 日本民間放送連盟会長、TBSテレビ代表取締役会長 白石 興二郎 日本新聞協会会長、読売新聞グループ本社代表取締役社長 初井 勝人 日本放送協会会長
支援団体等	<ul style="list-style-type: none"> 草間 吉夫 東北福祉大学特任教授、前茨城県高萩市長 坂本 博之 元日本・東洋太平洋ライト級チャンピオン、SRSボクシングジム会長 中井 政嗣 お好み焼き「千房」社長 安藤 哲也 日本子育て応援団共同代表 大塩 孝江 全国母子生活支援施設協議会会長 奥山 千鶴子 子育てひろば全国連絡協議会理事長 笹川 陽平 日本財団会長 玉井 義臣 あしなが育英会会長 藤野 興一 全国児童養護施設協議会会長 村井 琢哉 山科醍醐こどものひろば理事長 吉村 マサ子 全国母子寡婦福祉団体協議会理事長 渡辺 由美子 キッズドア理事長

概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、支援の種類等によって検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

検索のイメージ



支援情報(施策名、担当窓口、連絡先)が表示される 更に詳細な情報も表示可能

国、都道府県、政令市の支援情報は開設時から掲載する。全市町村の支援情報を平成28年度中に掲載、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

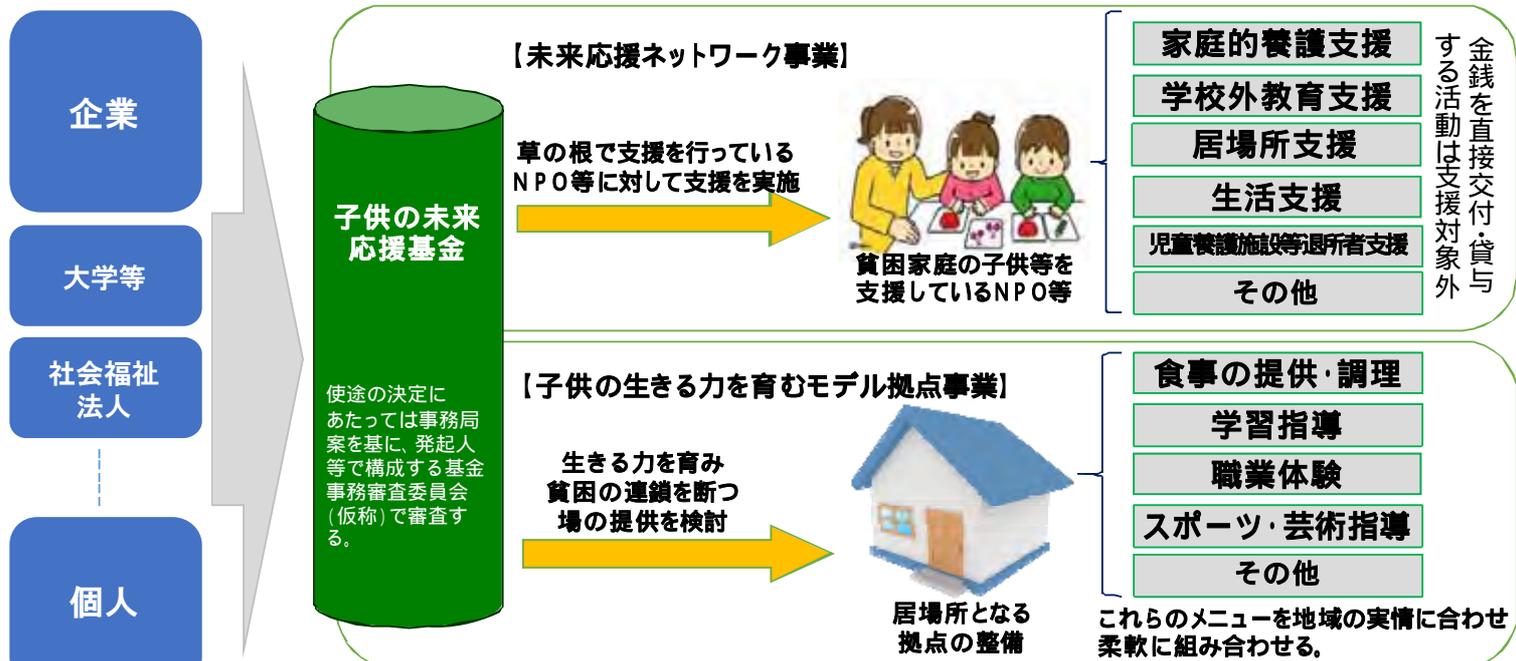
概要

CSR活動を行う企業等の支援リソースと、NPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。



子供の未来応援国民運動 —子供の未来応援基金—

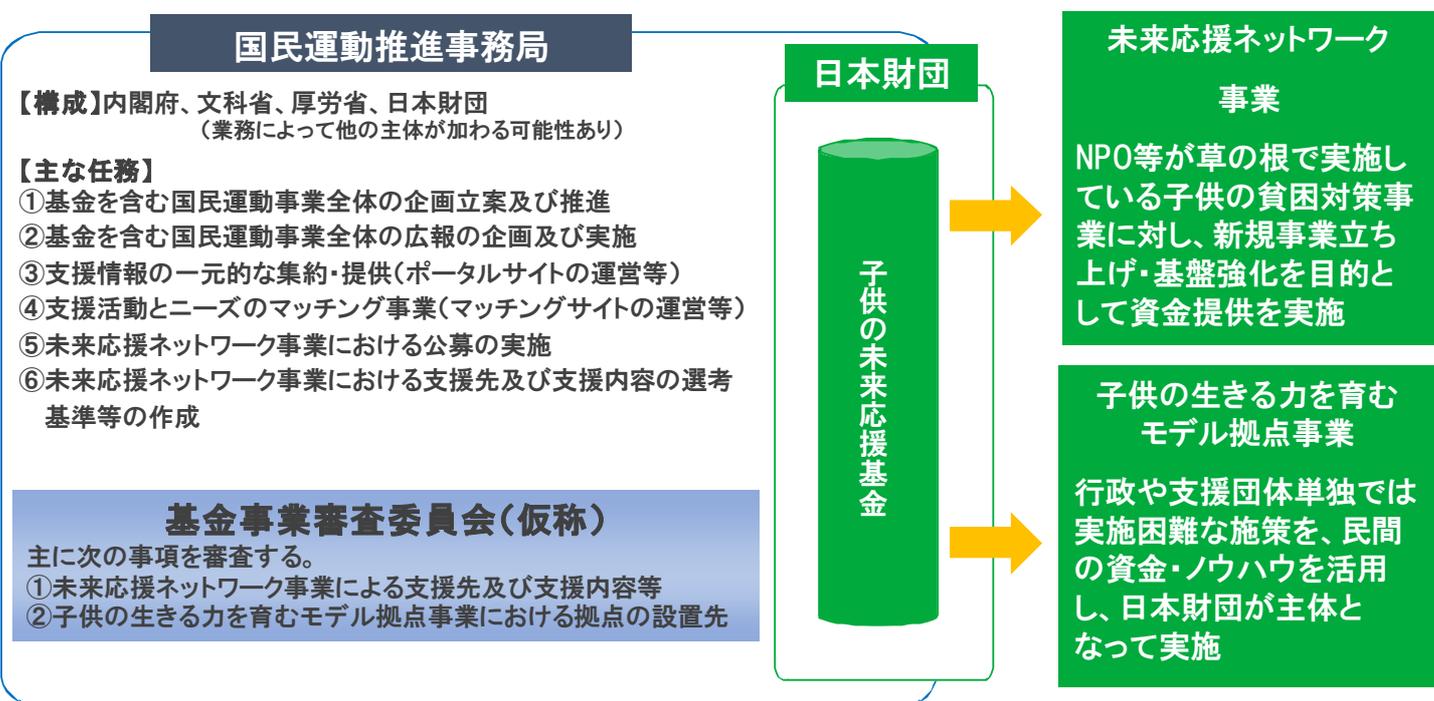
子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」ととどまらず、「将来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを基金として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。



草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行うに当たっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体の取組等への支援を検討

子供の未来応援国民運動 —管理運営体制—

寄付金は、日本財団に置く基金として管理。公募方法、選考基準については、国民運動推進事務局で決定。さらに、事務局に「基金事業審査委員会（仮称）」を置き、基金運営の透明性・公平性を確保する。



貧困の連鎖の解消を目指して 「子供の未来応援国民運動」が始まりました



子供の未来は日本の未来

子供の将来がその生まれ育った環境によって閉ざされることのないよう、
また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、
全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す
子供の未来応援国民運動が10月1日に始動しました。

子供の貧困対策は「未来への投資」です。

「子供の未来応援基金」へのご寄付をお願いいたします。

いただいた寄付金は、

- ①貧困の状態にある子供の支援活動に草の根で取り組んでいるNPO等を支援し、
社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備
- ②地域に子供の居場所となる拠点を整備し、NPO等や企業のノウハウを活用して、
自己肯定感や自己管理能力など、子供の「生きる力」を育むプログラムを提供
の2つの事業に使わせていただきます。

政府としては、教育費の負担軽減や、ひとり親家庭の支援等にしっかりと
取り組んでまいります。

【子供の未来応援基金専用口座】

- 銀行名：三菱東京UFJ銀行 ■支店：本店
- 預金種別：普通預金 ■口座番号：1660800
- 口座名：公益財団法人日本財団 子供の未来応援基金
- 口座名カナ：ザイニッポンザイタン コドモノミライオウキンキョ

子供の未来応援国民運動

検索



<http://www.kodomohinkon.go.jp>

ご寄付の方法や使い道など、事業の詳細についてはこちらのHPをご覧ください。



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



問い合わせ先：03-6257-1438 (子供の未来応援国民運動推進事務局 (内閣府子供の貧困対策推進室))



子供の未来は日本の未来

子供の未来応援基金

－使い道とご寄付の方法－

○いただいたご寄付の使い道

■いただいたご寄付により、貧困の状態にある子供の支援活動に草の根で取り組んでいるNPO等を支援いたします。具体的な支援先のイメージは次のとおりです。

例1 学習支援を行うNPO法人 A

学習支援事業のほか、相談支援やセミナー・イベントの開催など啓発事業を行っている。

学習支援事業においては、児童養護施設に暮らす中高生を対象とした学習ボランティアの派遣、小学生の補習教室の運営や運営支援・教材支援、学習ボランティアの募集サポートなどを行っている。



(写真提供：NPO法人キッズドア)

例2 児童養護施設出身者への支援を行う一般社団法人 B

児童養護施設から推薦のあった退所予定者に対し、免許証の取得費用を全額補助している。

免許証は身分証明として機能し、就業等に有利な資格となる。運輸業界等への就業支援事業も始めることとされている。



(写真提供：一般社団法人青少年自助自立支援機構)

例3 生活支援を行うNPO法人 C

月に数回、安価で栄養バランスのとれた夕食を食べられる子供食堂を運営している。

親の帰りが遅く夕食を一人だけで食べていた子や、不登校だった子、赤ちゃん連れのシングルマザーなどが立ち寄る。



(写真提供：NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク)

■上記のほか、地域に子供の居場所となる拠点を整備し、NPO等団体や企業のノウハウを活用して、自己肯定感や自己管理能力など、子供の「生きる力」を育むプログラムを提供する事業も行います。

○基金の管理運営体制－透明性と公平性の確保－

■寄付金は、日本財団に置く基金として管理します。公募方法や選考基準については、国民運動推進事務局(内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本財団)で決定します。

さらに、事務局に「基金事業審査委員会(仮称)」を置き、**基金運営の透明性・公平性を確保**します。

○ご寄付の方法

▶ クレジットカードによる寄付

国民運動ホームページ (<http://www.kodomohinkon.go.jp/fund/>) からリンクする日本財団のサイトでお受けいたします。

ご寄付は、寄付金控除など税制上の優遇措置が受けられます。

▶ 銀行振り込みによる寄付

お近くの金融機関から、右専用口座に直接お振り込みいただけます。領収書の発行をご希望の場合は、予め日本財団のサイトでご登録ください。

【子供の未来応援基金専用口座】

- 銀行名：三菱東京UFJ銀行 ■ 支店：本店
- 預金種別：普通預金 ■ 口座番号：1660800
- 口座名：公益財団法人日本財団 子供の未来応援基金
- 口座名カナ：ザイニッポソザイダン コドモノミライオウキン

(三菱東京UFJダイレクト(インターネットバンキング)からのお振り込み、あるいは本店及び本店直轄のATMからカードでお振り込みの場合は、手数料が無料になります。)

(問い合わせ先) 国民運動全般：03-6257-1438 (内閣府子供の貧困対策推進室)
基金について：03-6229-5111 (日本財団コールセンター)